

全国町村会 災害対策費用保険制度

5 気象情報

H ピンポイント天気

各町村のピンポイント天気が表示されます。1時間毎と3時間毎に切り替えて詳細な天気を確認できるほか、週間天気や全国の天気も確認できます。

H 各町村の天気を表示。

I 全国のピンポイント天気も確認できます。

J ALL Menuで切り替え。

ALL Menuから各種気象情報を見ることができます。

- ・天気予報
- ・衛星画像
- ・雨雲レーダー
- ・天気図
- ・雨量情報
- ・アメダス
- ・WNI台風情報
- ・気象庁台風情報
- ・注意報、警報
- ・洪水予報
- ・土砂災害警戒情報
- ・地震情報
- ・津波予報
- ・火山情報
- ・竜巻注意情報

※これらの情報は、追加・変更されることがあります。
※WNI:株式会社ウェザーニュースの略称

災害対策費用保険

+

気象アラートサービス



できるだけ早期の避難勧告等の発令が住民の命を守ります。

近年、自然災害が増加する状況において、住民の生命・身体の保護を図るために、『できるだけ早期に必要な避難勧告等の発令』が強く求められるようになってきました。実際に災害に見舞われた地域の住民からは、もう少し早く避難勧告が出ていればどこか安全なところへ行けたかもしれない。とにかく早めの注意喚起をして欲しかったという声が出ているのも事実です。

このように町村等に求められる対応のレベルが引き上げられる中で、町村による予防的な避難勧告等の発令をできるだけ早期に行なうことが不可欠となってきています。住民の生命・身体の安全を預かる町村等の首長が、迅速かつ適切に予防的な避難勧告等を発令することに資するため、「町村等負担の費用の一部を保険金として支払う保険を新たな団体保険制度として創設」し、全国の町村等による相互救済事業(助け合い)の一環として運営します。



町村が抱える喫緊の課題

財政負担

災害が発生し災害救助法が適用されなかった場合、掛かる費用は全て町村の負担となります。

年度	避難勧告等の発令数	災害救助法適用町村数	災害救助法未適用割合(本保険の対象)
2010	39	4	89.7%
2011	156	38	75.6%
2012	92	13	85.9%
2013	176	34	80.7%
2014	504	7	98.6%
合計	967	96	90.1%

*直近データでは発令504件に対し災害救助法適用わずかに7件
*災害救助法未適用の災害割合は過去5年間で9割超となっています。

実際にほとんどの災害において掛かる費用が町村の負担となっています。

(本ページ記載の表および棒グラフの出典: 損保ジャパン日本興亜(株)実施アンケート)

●本保険の対象となる災害費用発生事例

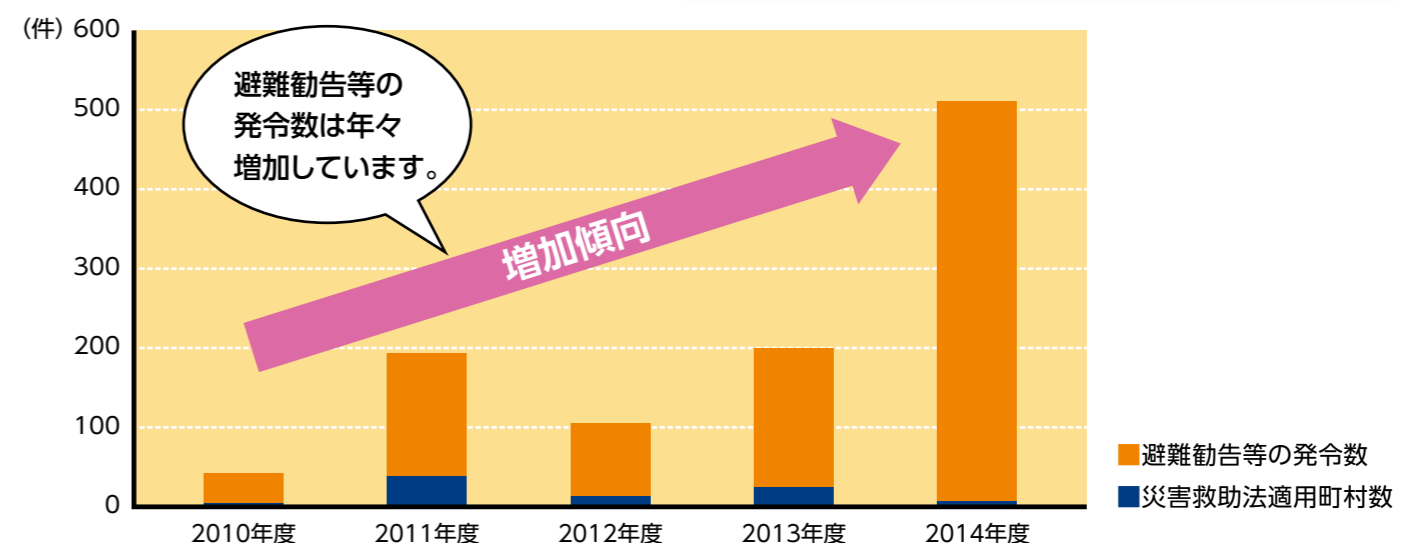
ブロック	区分	避難勧告等の種類	費用(万円)
北海道・東北	町	避難準備	317
関東	町	避難準備	241
北信	町	指示	2,000
東海	町	指示	297
近畿	町	避難準備	450
中国	町	勧告	423
四国	村	勧告	538
九州	町	指示	307

気象予測等の情報不足

避難勧告等発令の「タイミングのみならず、対象範囲や避難先を選定するため情報が不足となっています。」

現状では、主に気象庁や都道府県からの情報に加えて、「空振りが続いた場合に住民が避難しなくなるリスク」を極力回避するため、職員による見回りを実施し、タイミングや対象範囲を決定されています。

●「避難勧告等の発令件数」と「災害救助法適用件数」の関係



災害対策費用保険の概要

補償内容

本保険は、自然災害(注)またはそのおそれが発生し、保険期間中に町村等が町村等の区域における防災を目的とする「避難指示もしくは避難勧告を発令、または避難準備情報を発表」(以下「避難勧告等」といいます。)したことにより、次の①から⑧までに掲げる費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払います。ただし災害救助法の適用を受けた災害を除きます。

(注)大雨、台風、風災、水災、雪災等の自然災害(地震、噴火またはこれらによる津波を除きます。)をいいます。

お支払いする費用の種類

- ① 避難所の設置
- ② 炊き出しその他による食品の給与
- ③ 飲料水等の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- ⑤ 医療および助産
- ⑥ 学用品の給与
- ⑦ 上記①から⑥までにに関する輸送
- ⑧ 救助の事務

①～⑧の各費用詳細につきましては、P5以降をご参照ください。

● 参考：避難勧告等の種類 ●

避難準備情報

避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難の為に立ち退きの準備を準備してもらうもの。また、要配慮者に、立ち退き避難を促すもの。
(災害対策基本法定めなし)

避難勧告

避難が必要と認める住民に対し、避難の為に立ち退きを勧告するもの。
(災害対策基本法第60条)

避難指示

避難が必要と認める住民に対し、避難の為に立ち退きを指示するもの。
(災害対策基本法第60条)

保険金お支払いの要件

保険金お支払いの対象となる事故は(1)および(2)のいずれも満たす場合となります。

- (1) 自然災害またはそのおそれの発生
- (2) 町村等の区域における防災を目的とする、町村等によりなされる避難指示もしくは避難勧告の発令、または避難準備情報の発表

保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。

- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

保険料

● 保険期間 保険始期日より1年間

	プランA	プランB	プランC
年間支払限度額	2,000万	1,500万	500万
1事故支払限度額	500万	300万	100万
縮小支払割合	勧告および指示	100%	100%
	避難準備情報	50%	50%
保険料(一括払)	82万円 +(住民数×15円)	68万円 +(住民数×15円)	51万円 +(住民数×10円)

(具体例) 人口10,867人の町が、プランCに加入する場合

$$51万円 + (10,867人 \times 10円) = 510,000円 + 108,670円 = 618,670円$$



(※) 避難準備情報については、縮小支払割合(50%)が設定されています。





認定された費用に50%を掛けた金額が支払われます。

(具体的なお支払例については、7ページをご参照ください。)

(※) 避難勧告および避難指示については、縮小支払割合は適用されません。

こんな費用が対象となり、保険金をお支払いします。

救助の種類	支払基準	支払期間	支払対象となる具体例
① 避難所の設置	1人1日あたり 320円	避難勧告等の 発令日から 7日以内	ブルーシート、毛布、紙おむつ、蚊取線香、安全 キャンドル、乾電池、軍手、折りたたみ式簡易ト イレ等生活用消耗品購入費用 
② 炊き出し その他による 食品の給与	1人1日あたり 1,080円	避難勧告等の 発令日から 7日以内	おにぎり、弁当、パン、調理済み食品等購入費用 
③ 飲料水等の 供給	被保険者の 区域における 通常の実費	避難勧告等の 発令日から 7日以内	飲料水そのもの、ミネラルウォーター、ペット ボトル入りのお茶・ジュース・清涼飲料水、紙 コップ等購入費用 
④ 被服、寝具 その他 生活必需品の 給与または 貸与	災害救助法 災害基準と同額	避難勧告等の 発令日から 10日以内	被服、下着、寝具および身の回り品、日用品、炊 事用具、食器、光熱材等購入費用 

救助の種類	支払基準	支払期間	支払対象となる具体例
⑤ 医療および 助産	ア. 医療 (ア) 医師・救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 (イ) 病院または診療所 国民健康保険診療報酬の額 (ウ) 施術者 協定料金の金額 イ. 助産 (ア) 救護班等 使用した衛生材料等の実費 (イ) 助産婦 慣行料金の100分の80の額	医療 避難勧告等の発令日 から14日以内 助産 避難勧告等の発令日 の以前または以降から 7日以内	医師・救護班: 薬剤、治療材料の支給、処置、手術 その他の治療および施術のための実費。病院・ 診療所への収容、看護等費用の実費 助産: 助産の提供に支出した実費 
⑥ 学用品の 給与	ア. 教科書および教材 通常の実費 イ. 文房具および通学用品 1人あたり以下の金額 (ア) 小学校児童 4,200円 (イ) 中学校生徒 4,500円 (ウ) 高等学校等生徒 4,900円	避難勧告等の 発令日から (教科書) 1か月以 内(文房具および 通学用品) 15日 以内	教科書、文房具、通学用品を給与するため支出 した費用 
⑦ 救助のための 輸送費	被保険者の区域における 通常の実費	救助の実施が 認められる期間 以内	①から⑥までの救助に要した費用 
⑧ 救助の事務	時間外勤務手当、旅費、 消耗品費、燃料費、食糧費、 印刷製本費、光熱水費など	救助の実施が 認められる期間 以内	時間外勤務手当、旅費、消耗品費、庁舎等暖房 用燃料、ガソリン代、電気料、水道料、ガス代 

ケース1

Aプラン加入
1事故500万円
支払限度

梅雨前線による大雨のため避難勧告発令。金曜夕方から月曜早朝にいたるまで、山間遠隔地を中心に7箇所の避難所を開設。各避難所には2名の職員を配置。本部に災害対策本部を設置し、5名の職員を常駐。

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	延べ人数 157名×3日間×320円(上限)	150,720円
食料供給費用	延べ人数 157名×3日間×1,080円(上限)	508,680円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル(500ml)×2本×157名	31,400円
医療・助産費用	患者2名に対する病院への収容、看護費用 48,000円 母子1名に係る助産師に対する分娩費用 200,000円	248,000円
1から6までの輸送費用	医療および助産のための輸送費用 50,000円	50,000円
救助事務費	職員超過勤務手当 「避難所」16万円(金曜から月曜朝の超過勤務手当) ×7ヶ所×2名=2,240,000円 「災害対策本部」16万円(同上)×5名=800,000円	3,040,000円
合計	* 合計支払保険金 4,028,800円 <500万円の支払限度内	4,028,800円

ケース2

Bプラン加入
1事故300万円支払限度
50%縮小支払割合

台風による大雨のため避難準備情報を発表。月曜夕方から火曜日早朝まで、5箇所の避難所を開設。各避難所には2名の職員を配置。本部に災害対策本部を設置し、5名の職員を常駐。

	計算の根拠	費用金額
避難所の設置	延べ人数 133名×2日間×320円(上限)	85,120円
食料供給費用	延べ人数 133名×2日間×1,080円(上限)	287,280円
飲料水供給費用	災害時用備蓄水ペットボトル(500ml)×2本×133名	26,600円
医療・助産費用	救護班による患者1名に対する手術、治療および薬剤投与に係る治療実費 53,000円	53,000円
1から6までの輸送費用	医療のための輸送費用 20,000円	20,000円
救助事務費	職員超過勤務手当 「避難所」3.6万円(月曜から火曜朝の超過勤務手当) ×5ヶ所×2名=360,000円 「災害対策本部」3.6万円(同上)×5名=180,000円	540,000円
合計	* 合計支払保険金 506,000円 <300万円の支払限度内 避難準備情報発表 50%縮小支払割合適用となるため 1,012,000円×50%=506,000円	1,012,000円

Q1

「避難準備情報の発表」には、縮小支払割合(50%)が設定されていますが、次の(1)と(2)の具体的なケースにおいて、縮小支払割合は適用されますか。

(1)当初、避難準備情報を発表していたが、雨が強まったことから、その後、避難勧告を発令

A

縮小支払割合は適用されません。

同一地区で避難準備情報に続けて避難勧告が発令された場合、保険金の支払いにあたっては、適用する縮小支払割合が高い避難勧告(縮小支払割合100%)の発令を優先適用します。

(2)同一町村において早朝からの大雨に対して、以下のとおり避難勧告等を発令した。

- A地区に避難準備情報(縮小支払割合50%)
- B地区に避難勧告(縮小支払割合100%)
- C地区に避難指示(縮小支払割合100%)

A

縮小支払割合は適用されません。

同一災害において、同一町村内で地区毎に避難勧告等の種類が混在する場合、保険金の支払いにあたっては、適用する縮小支払割合が高い避難指示(縮小支払割合100%)の発令を優先適用します。

上記(1)と(2)の具体的なケースのように1つの事故において町村が複数種類の避難勧告等を発令または発表した場合には、適用する縮小支払割合が高いものをその事故で適用する縮小支払割合とします。

Q2

消防団員はこの保険でいう職員に入りますか。

A

消防団員および水防団員、各種団体の役職員(一部事務組合、広域連合等)は、いずれもこの保険でいう職員には含まれません(時間外勤務手当の対象外です。)

Q3

周辺地区にあるコンビニ店が営業していたので、弁当、おにぎり、パン等の食料品を調達した。これらの食料品購入費用はこの保険で対象となりますか。

A

この保険の対象となり、保険金をお支払いします。

Q4

「気象アラートサービス」では、どんなサービスが受けられますか。このサービスを受けないようにすることはできますか。

A

雨のお知らせと住民の声等を活かした気象予測です。本保険に組み込まれたサービスとなっていますので、外すことはできません。

問い合わせ先 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL 03-3349-5408
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、上記までお問い合わせください。

1 ログイン画面

A ログインすると、各町村専用サイトへ。

2 雨のお知らせ

一般的には、一時間に50mm降れば道路冠水、一日に200mm降れば土砂災害の危険性が高まると言われます。ただ、地域特性によって被害の起きる雨量には差があります。地域特性を良く知る自ら雨の基準値を調整して設定することができ、設定した雨量の80%、100%、120%の実況または予測でアラートすることで、いち早く自然災害リスクに気づくことができます。

B 設定した雨量値の80%以上で表示。100%、120%で色が変わり。

C 48時間先までの予想雨量を確認。

3 住民の声

株式会社ウェザーニューズのサポーター(全国およそ900万人)から寄せられるウェザーレポートから、防災減災に関わるコメントをウェザーニューズ独自の最新技術を使って瞬時に抽出、分析、数値化し、一定の基準値に達したらアラートします。地域にお住まいの方が今起こっている自然現象にどんな感情を持っているか、自分の周囲でどんな被害が発生しているかなどのコメントを表示画面で見ることができ、避難所開設などのいち早い判断をするための気づきになります。都道府県単位の表示、町村単位の表示切り替えが可能です。

D 都道府県単位、町村単位の切り替えが可能。

E 住民の方からの防災減災に関するレポートを表示。

4 アラート設定画面

雨のお知らせの基準値は、気象的な観点からみた基準値の時間50mm、連続200mmに設定済みで、自ら変更可能です。基準値が最初に設定してあるため、メールアドレスを登録すればアラートを受け取ることができます。メールアドレスは最大10アドレスまで登録可能です。また、住民の声アラートは最新技術で系統的に判定するため、設定はアラートを受け取るかどうかのチェックだけです。

F 設定値の変更も可能。

G アラートは、メールアドレスを登録するだけ!